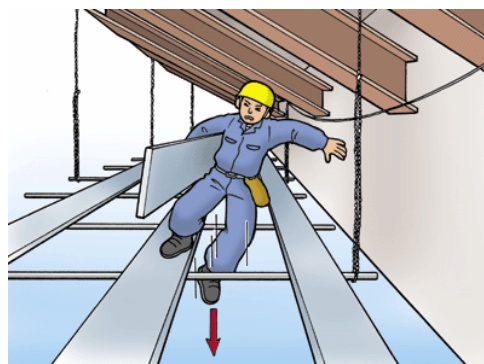


## つり足場の解体中に川に墜落

この災害は、道路橋拡幅工事に使用されたつり足場の解体作業中に発生したものである。

被災者の所属する会社は土木建築の鋼造物の工事を行っているが、この工事現場では3次下請としてつり足場の組立、解体の作業を行っていた。



災害発生当日、被災者は、同僚9名とともに現場に入り、朝8時15分頃から前日に引き続いて橋の拡幅工事のために設置したつり足場（上下2段）の解体作業に着手した。

午後3時頃、被災者は、下段の足場で他の作業者が取り外した足場材（足場板、単管、チェーン、クランプ）を上段の足場にいる者に渡す作業を行っていたが、運搬途中で足場を踏み外して約8m下の川に墜落した。

このとき、川は前日から大雨で増水していて水面が通常より2m程度上昇し、流れも速くなっていたため、被災者は川の流れに飲み込まれ行方不明になった。

その後、警察署等と合同で捜索した結果、約1ヵ月後に河口堰付近において水死体で発見された。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

### 1 移動時の墜落防止措置が不適切であったこと

被災者が行っていた作業はつり足場の解体作業であったが、作業の進行に伴って足場が不安定な状況に移行するので、防網を張り、安全帯を確実に使用するなど墜落防止措置を徹底する必要があったのに、それが実行されていなかった。

なお、被災者は、この種の作業に20年以上の経験を有し足場の組立等作業主任者の技能講習を修了してはいたが、慣れ等があつて安全帯の使用について省略行為があつたものと考えられる。

### 2 作業計画が不十分であったこと

足場の解体作業については、大まかな作業手順と作業者の配置は定められていたが、作業主任者の職務の履行、墜落防止対策等の安全に関する作業計画が十分に盛り込まれていなかった。

### 3 統括安全管理が行われていなかったこと

この作業現場には元方事業者の代理人1名が常駐していたが、1次・2次下請の責任者は駐在しておらず、関係請負人との連絡調整や作業場所の巡視など統括安全管理が行われていなかった。

同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 墜落防止措置を徹底すること

足場の解体作業を行う場合には、順次足場が不安定になっていくので、とくに防網の設置及び安全带の確実な使用、安全带の取り付け設備の設置など墜落防止措置を徹底する。(安衛則第519～521条関連)

なお、川や海の上で作業を行わせる場合には、必要に応じ作業者にライフジャケット(救命具)を着用させることも検討する。

2 作業主任者の職務を履行させること

高さが5m以上の足場の解体の作業を行うときには、足場の組立等作業主任者を選任し、次の職務を履行させる。(安衛則第566条関連)

- (1) 器具・工具・安全带・保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- (2) 作業の方法および労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
- (3) 安全带等および保護帽の使用状況を監視すること

3 統括安全管理等を行うこと

元方事業者は、関係請負人で構成する協議組織を設置し、関係下請け人との連絡調整を行うとともに、作業場所を巡視し必要な指導援助を行う。

なお、1次・2次の請負業者も下位の請負業者にすべてを任せることなく、それぞれの立場で安全に関する指導援助を行う。) )